

社会保険ひろしま

第879号

- 【ご案内】 賞与支払届の提出をお願いします
- 【ご案内】 賞与支払届の提出は電子申請が便利です
- 【お願い】 電子媒体での届出は「電子媒体届書総括票」の添付が必要です
- 【Q&A】 夫婦ともに収入がある場合における被扶養者認定に係るQ&A
- 年金だより
- 工作中や通勤途中にケガをした場合、保険証は使えません
- 「被扶養者状況リスト」の提出をお願いします
- 保健指導を利用しましょう～オンライン保健指導はじめました！～
- 【大好評】 健康づくり講座お申込み受付継続中！

11
2021
令和3年

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和3年9月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		57,285	56,704
船舶所有者数		268	344
被保険者数	男性	511,916人	388,521人
	女性	323,750人	245,976人
	船員	3,212人	3,279人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 賞与支払届の提出をお願いします

被保険者および70歳以上被用者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要となります。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与の支給がある場合には、届出もれがないようご注意願います。

なお、本年度より「賞与支払届総括表」は廃止となっています。

※賞与支払予定月にいずれの被保険者および70歳以上被用者に対しても賞与を支給しなかった場合は、「賞与不支給報告書」をご提出いただくようお願いいたします。

※賞与支払予定月を過ぎても、「賞与支払届」または、「賞与不支給報告書」の提出がない場合は、「賞与支払届」を提出いただくよう勧奨を行っています。

ご案内 賞与支払届の提出は電子申請が便利です

- ・「いつでも」「場所を選ばず」申請でき、「郵送費の節約」にもなります。

※賞与の支給がなかった場合に提出する「賞与不支給報告書」もe-Govから電子申請可能です。

- ・特定の法人※の事業所は電子申請による提出が義務化されています。

該当される事業所においては、必ず電子申請をお願いいたします。

※資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社

＼電子申請に興味があるけど、始めるまでの手順がよくわからない方へ／

電子申請の利用手順を説明している動画をご用意しています。

また、電子申請に関するよくあるお問い合わせに、相談チャットでいつでもお答えいたします。

→詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ特集ページ」をご確認ください。

お願い 電子媒体での届出には「電子媒体届書総括票」の添付が必要です

電子媒体（CD・DVD）で届出を頂く際は、電子媒体に収録された内容を示す「電子媒体届書総括票」も忘れずに提出してください。

なお、「電子媒体届書総括票」は、届書作成プログラムで作成することができます。

※ 日本年金機構では、電子申請の利用をお勧めしています。

電子媒体申請をご利用いただいている場合は、簡単に移行できますので、ぜひ、切替をご検討ください。

詳しくは、上段「賞与支払届の提出は電子申請が便利です」を参照してください。

Q 夫婦ともに収入があり被用者保険の被保険者である場合、子どもはどちらの被扶養者となるのでしょうか。

A 被扶養者の認定は、年間収入の多い方の被扶養者として認定を行います。

申請を行う被保険者の年間収入は、現時点の収入や将来の収入などから今後1年間の収入を見込んだ額を算出してください。

Q 子どもを被扶養者としていましたが、育児休業を取得し一時的に収入が減少する見込みです。

夫婦の収入が逆転した場合、扶養の削除の手続きが必要でしょうか。

A 主として生計を維持していた被保険者が育児休業等を取得したことにより一時的に夫婦の年間収入が逆転した場合等においても、被扶養者の異動にかかる手続きは不要です。

Q 育児休業中に新たに子を被扶養者とする場合、どちらの扶養となるのでしょうか。

A 原則として、届出時点における実態に応じて被扶養者の認定審査を行うため、その時点で見込んだ年間収入が多い方の被扶養者として認定を行います。

ただし、全国健康保険協会の被保険者で、第1子が当該被保険者の扶養となっており、新たな子ども同じ被保険者の扶養を希望する場合は、「被保険者は育児休業等期間中であり、第2子も第1子と同じく扶養することを希望している。」旨を届書の申立書欄に記載して届出いただくことにより、夫婦間の年間収入の比較によらず認定を行います。

なお、上記のような年間収入の比較によらない認定方法は、加入されている医療保険者によって異なりますので、事前に加入先へご確認のうえ届出を行ってください。



年金だより

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で!

「ねんきんネット」は、ご自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンからいつでもどこでも確認できるサービスです。

◇ご自身の「国民年金の記録」や、「お勤めになられた会社の履歴」など確認することができます。

◇「年金の受給開始を遅らせた場合」や「働きながら年金を受け取る場合」など状況に合わせて年金の見込額を試算することができます。

◇「ねんきんネット」を利用するには「ご利用登録」が必要です。日本年金機構ホームページから「新規登録」を行うほか、マイナポータルからログインすることもできます。

従業員の皆さまへぜひご周知くださるようお願いいたします。

出張による年金相談所のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になり次第締め切らせていただく地域もございます。

「ねんきんネット」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部の「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」のURLまたは二次元コードよりご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。是非フォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

仕事中や通勤途中にケガをした場合、保険証は使えません

健康保険では、業務外の事由によるケガに対して保険給付を行います。
仕事中や通勤途中に負ったケガは労災保険の対象となり、保険証は使用できません。
必ず労災保険の手続きを行ってください。

● 医療機関等を受診される際には、負傷した原因を伝えてください

仕事中や通勤途中でケガをして、医療機関等を受診される場合は必ず原因を伝えましょう。
労災保険扱いで診療を受けてください。

● 労災保険でなく、誤って保険証を使用した場合は…

医療機関で労災保険への切り替え手続きが出来なかった場合、後日、協会けんぽが負担している医療費を返還していただくことになります。(返還後、労災保険へ医療費の請求ができます)

● 負傷原因の照会について

協会けんぽでは保険証を使用してケガの治療をされた場合、負傷した原因等について、照会の文書を送付しています。健康保険給付費適正化のため、回答にご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

<確認する内容について>

- ・ 仕事中や通勤途中でケガをされたのではないか。
- ・ 第三者の行為による負傷(交通事故や喧嘩など)ではないか。



「被扶養者状況リスト」の提出をお願いします

令和3年10月下旬から11月中旬にかけて、事業主の皆様へ「被扶養者状況リスト」を送付しております。健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるか確認のうえ、同封の返信用封筒にてご提出ください。

 **提出期限は令和3年12月20日(月)です**

※令和3年4月1日時点で18歳以上の被扶養者(協会管掌健康保険)の方がいない事業所には「被扶養者状況リスト」はお送りしていません。

皆様からの「被扶養者状況リスト」の提出により、昨年度は全国で約6.8万人の方が扶養解除となり、約1億円の負担軽減(※)となりました。

皆様の保険料負担軽減のためにも、今年度もご協力をお願いいたします。

※高齢者医療制度への拠出金の負担軽減額



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

保健指導を利用しましょう ～オンライン保健指導はじめました！～

保健指導とは？

健診結果で生活習慣病のリスクが高いと判定された40歳以上の方に指導者が一人ひとりにあわせた健康づくりの方法をご提案します。

実施方法は4つ

- 1 会社や自宅でオンラインの遠隔面談** **NEW**
カメラ内蔵のパソコン、タブレット、スマートフォンでの面談ができます。
- 2 健診当日、健診実施機関での個別面談** **おすすめ**
健診後にそのまま健診機関で保健指導が受けられます。
(健診機関によってはできないところもあります。)
- 3 会社内での個別面談(県内・県外問わずお伺いします)**
協会けんぽや専門機関(※)の保健師や管理栄養士がお伺いします。
※株式会社ベネフィット・ワン、一般社団法人日本健康倶楽部エヒメ支部
- 4 支部来訪による(個室で)個別面談**
広島駅北口徒歩5分(平日8:30~17:15)

お問い合わせは協会けんぽ広島支部保健グループまで ☎082-568-1032(直通) 平日8:30~17:15

大好評 健康づくり講座お申込み受付継続中！

協会けんぽ広島支部では、ひろしま企業健康宣言にエントリーし、従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所様を支援する目的で、「健康づくり講座」を実施しています。大好評の講座ですので、お早目にお申し込みください。

5つの講座からお選びできます！

生活習慣病予防

がん予防

メンタルヘルス

運動

禁煙

人気No.1

人気No.2

実施までの流れ

- 1 申し込み*(5名以上)
- 2 日程調整
- 3 事業所またはオンラインで実施

*申し込み方法:協会けんぽ広島支部HPから申込用紙を印刷のうえ、FAXまたは郵送でお申し込みください。



今年度は約1/3の事業所様がオンラインで受講しています。
コロナ禍でも安心して受講ができます！



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで

健康づくり講座を利用された方の声

- ・身体がやわらかくなったのを実感することができました。これからも続けていきます。(運動受講者)
- ・日常生活に取り入れやすい食事のとり方を知ることができた。家族ぐるみで実践していきたい。(生活習慣病予防受講者)

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



申請書の郵送にご協力ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります！

